

議案第7号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和4年2月24日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料・率等を改定したいため。

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条の3中「第23条」の次に「及び第23条の4」を加え、同条第1号ハ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号ニ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号ニ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条第1項第1号中「100分の8.64」を「100分の8.47」に改める。

第16条の5の2中「第23条」の次に「及び第23条の4」を加え、同条第2号ロ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.72」を「100分の2.57」に改め、同項第2号中「9,446円」を「9,314円」に改め、同項第3号イ中「9,247円」を「9,195円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.58」を「100分の2.47」に改める。

第23条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第23条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16

条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、第5項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の第16条第1項、第16条の5の5第1項、第16条の9第1項及び第23条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

